

【やさしいにほんご】人が死んだとき すること (死亡届)

人が死んだとき 市役所に 死亡届を 出します。

死んだ人の 在留カードを 出入国在留管理局に 返します。

死んだ人の 大使館 または 領事館に 教えます。

死亡届を出してください

人が死んだら 出して ください。

【いつ？】

死んだ日 から 7日以内に 出して ください

【だれが？】

次の 人が 出せます。

1. 家族
2. 一緒に 住んでいる 人
3. 大家 (家を 貸している 人)
4. 地主 (家の 土地を 持っている 人)
5. 家屋管理人 (家を 管理 している 人)

【なにが いる？】

1. 死亡届出書 (市役所 または 病院 でもらいます)
2. 死亡診断書 (病院で もらいます)
3. 死亡届を 出す人の 印鑑

【どこに？】

次の 場所で 出せます。

1. 死亡届を 出す人 が 住んでいる ところ の 市役所

2. 死んだ人が 住んでいた ところ の 市役所

在留カード を 返して ください

【いつ?】

死んだ後、在留カードを 見つけた日 から 14日までに だしてください。

【だれが?】

1. 家族

2. 一緒に 住んでいる 人

【なにがいる?】

1. 死んだ人 の 在留カード

2. 死亡届受理証明書

—市役所で もらいます。

—この 紙は 市役所が 死亡届 を 受け取りました と 書いた ものです。

【どこに?】

家の 近くの 出入国在留管理局 (<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/fukuoka.html>)

—郵送 でも 送れます。